

2021年1月14日

各位

会社名 株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 平野 能章
(コード番号 8203 東証第一部、福証)
問合せ先 取締役執行役員経営企画室長 鳥越 寛
(TEL 092-233-1379)

2021年2月期第3四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することを決定しましたので、お知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしますことをお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

2021年2月期第3四半期報告書（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）

2. 延長前の提出期限

2021年1月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2021年2月15日

4. 提出期限の延長を必要とする理由について

2020年12月28日付「2021年2月期第3四半期決算発表延期の可能性に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社は、2020年11月25日に当社従業員の申告により会社資産の不正流用の疑義（以下「本件事案」といいます。）を認識いたしました。

当社が現時点において認識している本件事案の内容は、当社従業員が、複数の取引先からリベート等として個人で不正に金銭を受領した可能性等（本人申告で金額は90百万円程度）であります。なお、本件事案については、これまでに実施してまいりました調査において、経営陣の関与する組織的不正の疑義は生じておりません。

当社は、本件事案の事実関係の調査、類似事案の有無の調査、本件事案の財務諸表への影響の検討、本件事案が生じた原因追及と再発防止策の提言を行う目的で、2020年12月16日に外部専門家を加えた社内調査委員会を設置し、当該従業員、社内関係者および取引先へのヒアリング、デジタルフォレンジック調査ならびに取引状況・証憑等の分析を行っておりますが、調査の対象

となる関係者および期間が広範囲にわたることから、事実関係の調査に時間を要しております。

また、監査法人からは、四半期レビューを完了するためには、社内調査委員会の調査報告を踏まえた追加的な監査手続が必要との見解が示されており、法令で定める提出期限までに監査法人による四半期レビュー報告書を受領出来ない見込みとなりました。

このことから、2021年2月期第3四半期報告書を期限までに提出できない見込みとなり、本日、提出期限の延期に関する承認申請を提出することを決定いたしました。

なお、本件事案による財務諸表への影響の有無および内容につきましては、社内調査委員会の調査結果を踏まえ検討いたします。

5. 今後の予定

提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに公表いたします。

以上